留 学 業 約 款

第 1 条． 約款

株式会社トリプルファースト（以下、当社とします）は、本約款に従いお申込者に対して留学サポート（留学手続きの代行および渡航前、渡航後のサービス等）を提供します。

第 2 条． 契約の成立

お申込者が当社所定のフォームに必要事項を記入し送信、当社がそれを受理した時点で契約成立となります。ただし、未成年者や持病のお持ちの方は上記のフォームに加えて当社所定の渡航同意書を書面にて受理した時点で契約成立となります。

第 3 条． 申込み条件

お申込者が下記事由に該当する場合には、当社がお申込みをお断りすることがあります。

・各種学校及び宿泊施設の受け入れ状況により手配が困難だと当社が判断した場合
・お申込者が当社以外の留学代理店へ既に申込みを行っていたり、お申込者が直接教育機関へ申込みを行っている場合
・その他、当社がお申込者に対してプログラムの参加条件を満たしていない、お申込内容にそぐわないと判断した場合

第 4 条． 留学手続き代行費用

当社では下記手配費用を除き各種留学プログラムの商品に応じた費用と送金手数料を申し受けます。また、お申込者の希望する各種留学プログラムの商品に応じた費用は相談時に提示を致します。

・申込金：無料
・語学学校（フィリピン）：無料
・語学学校（12 週未満の欧米留学）手配のみ：無料
・語学学校（12 週以上の欧米留学）手配とサポート：無料（※1）
・語学学校（12 週未満の欧米留学）手配とサポート：50,000 円（税別）
・緊急手配費用（フィリピンを除く 30 日未満の申込）：30,000 円（税別）
・送金手数料：2回目以降実費（※2）

（※1）渡航国の平均的な費用、語学学校でのフルタイムコースを想定しているため、もし著しく異なる手配内容の場合には手配料が発生する場合もあります。
（※2）初回申込時の送金手数料は弊社負担となりますが、延長や変更などで2回目以降のお手続きは海外送金手数料、中継銀行手数料、支払い先の受取人手数料を合わせた送金手数料が必要になります。送金手数料は渡航国によって変わります。

第 5 条． 各手配のサービス及び代金に含まれるもの

当社はこの約款に基づき下記を留学サポートとして提供し、手配のみの場合には現地生活サポート、ビザサポートは含まれません。

・留学に関するアドバイス
・学校選定アドバイス及び入学手続きサポート
・滞在先手続きサポート
・渡航手配手続きサポート
・海外旅行保険手続き
・現地生活サポート
・ビザ取得のお手伝い

また、当社はお申込者が利用を希望する渡航国でのオフィスサービス内容をご案内し、お申込み内容（就学期間や渡航国など）により提携オフィスでのサポートにて別途費用が発生する場合には契約前にご案内致します。

第 6 条． 代金のお支払い

本約款に基づく手続き費用を含むプログラム料金、実費のお支払いは当社が指定した期日までに当社の指定する方法でお支払い頂きます。指定の期日までにご入金が確認出来ない場合には留学サポートの停止、お申込者の希望する期日までにお手続きが完了しない場合もございます。

なお、外貨建ての代金を日本円に換算する際のレートは、当社が日本円でのご請求額をご案内した日における みずほ銀行公表の電信売相場（TTSレート）の小数点以下を切り捨てた数値を採用するものとします。

また、下記は当社へのお支払い金額に含まれません。

1. 入国、出国の際の航空券、及び日本国内における自宅から空港までの交通費
2. 渡航手続諸費用（パスポート申請代金、ビザ申請代金）とその手配
3. 渡航先での生活費（水道光熱費、教材費、外国人登録費用等）

第 7 条． 申込み成立後の留学手続き変更と変更手数料

留学サポートのお申し込み後にお申込者の都合で教育機関や受講コース、留学期間の追加、入学日等の変更がある場合、下記の変更手数料が必要となります。

契約成立日以降の教育機関変更	20,000 円（税別）
契約成立日以降のコース・部屋・出発日の変更	15,000 円（税別） （渡航日まで1ヶ月未満の場合は 30,000 円）

・契約成立後の期間短縮は契約内容の一部解除（部分キャンセル）とし、短縮分の費用から第8条のキャンセル費用および第4条の送金手数料等の返金に関わる諸手数料を適用し、当該金額を差し引いた残額を払い戻すものとします。
・当社が定める変更手数料とは別に申込先から変更料金が発生する場合があります。その際には当社を通じて、お申込者へご請求させて頂きます。

第 8 条． キャンセル手続き、ご返金について

お申込者は以下に定めるキャンセル費用をお支払いする事でいつでも契約を解除する事ができます。ご返金はお支払金額に基づき当社指定のキャンセル費用、第 4 条の送金手数料を差し引きお申込者様指定の銀行口座へ返金致します。

なお、返金の際に為替差損が発生した場合にはお申込者負担となり、上記金額から差し引くものとします。

契約日以降のお取消（A）	20,000円（税別）もしくは お支払金額10%のいずれか高い金額（※）
ビザ取得後（B）	上記（A）に加え30,000円（税別）（※）
海外旅行保険加入後（C）	上記（A,B）に加え30,000円（税別）
日本出国日以降のお取消	原則返金なし （ただし、教育機関が返金する限りにおいてはご返金）

※（A）においてのキャンセル手数料の下限は20,000 円（税別）、上限は80,000円（税別）とします。
※事前ビザ申請が不要な国（フィリピン等）の場合、上記（B）のビザ取得後は学校の手配完了（席確保）時点を適用するものとします。

・当社が定めるキャンセル手数料とは別に申込先からキャンセル料金が発生する場合があります。その際には当社を通じて、お申込者へご請求させて頂きます。
・申込先によっては、お申込者に直接返金額が提示される場合がありますが、その場合は当該返金額から上記のキャンセル費用、第 4 条の送金手数料を差し引かれた後に返金が行われます。キャンセルをされる場合には、必ず当社にもご連絡をお願い致します。
・保険、携帯電話、航空券などのキャンセルについては別途各提供会社の規定に準じます。

第 9 条． 当社からの解約

下記に定める事由がお申込者に認められる場合、当社は催告の上で本約款に基づく契約を解除できるものとします。

・お申込者が本約款に違反したとき
・当社指定の期日までにお申込者が代金を支払わない場合
・お申込者が当社の業務を妨害する行為、または手配に支障をきたす場合
・お申込者が当社に届け出た情報に虚偽、重大な遺漏があることが明らかになったとき
・お申込者が所在不明、または当社からの連絡に対し 1 ヶ月以上にわたり音信不通となったとき
・お申込者がホームステイ滞在中、ホストファミリーの生活を妨げる行為をした場合や、各教育機関での素行が劣悪であった場合
・お申込者の心身の健康状態が著しく悪化し、留学の継続が困難と受入先より判断があった場合

上記項目にて上記の事由により当社が契約を解除した場合、お預かりしている代金から、第8条に定めるキャンセル費用、送金手数料、その他当社に生じた実費および損害（事態の対応に要した合理的な人件費や通信費等を含みます）を差し引いた残額を返金いたします。

なお、差し引くべき費用の合計額がお預かりしている代金を上回る場合には、当社はお申込者に対し直ちにその不足分を請求できるものとします。

第 10 条． 免責事項

当社はお申込者が次の損害を被った場合においては、責任を負いません。

・天災地変、戦乱、暴動、テロ、ウイルスなどによる留学日程の変更や渡航の中止
・運送、宿泊機関等のサービス提供の中止や遅延などによる日程の変更もしくは中止
・官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離などによる日程の変更もしくは中止
・自由行動中の事故、食中毒、盗難
・各種プログラムを途中でキャンセルされた場合における損失
・宿泊施設や各学校での備品などの破損等
・各教育機関側の諸事情でコース内容の変更・中止によって損害が生じた場合
・当社の責によらない事由でパスポートおよびビザなどの取得に時間がかかり、希望出発日に間に合わない場合
・お申込者の書類不備等、当社の責によらない事由で希望のビザが発行されなかった場合や入国拒否された場合
・お申込者の主観的事由や誤認に基づき、希望留学先・滞在先・サービス・費用などが異なっていた場合
・ホームページ、パンフレット、各種資料等の情報について当社は正確を期すよう努めますが学校や滞在先による事情変更等（当社の関知しない変更を含む）により損害が生じた場合
・申込み手続きはお申込者自身の判断と責任で行うものとし、各教育機関の書類内容は最終的にお申込者自らの責任で確認の上、同意の署名等を行うものとします。内容にご不明な点がある場合は必ず署名前に当社へご質問いただくものとし、署名後に「内容を把握していなかった」「説明を受けていない」等の理由で生じたトラブルや損害
・各種媒体の情報利用に関し、お申込者が情報元のホームページや資料の確認義務を怠ったことにより生じた損害
・上記の免責事項を理由にお申込者が当社との契約を解除する際に発生するキャンセル費用（第8条）

第 11 条． 当社の責任

各手配の履行にあたり、当社の故意又は過失によりお申込者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責を負います。ただし、損害発生の翌日から起算して1年以内に当社に対して通知があった場合にに限ります。

前項の規定に基づく当社の損害賠償額は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、第4条に基づきお申込者が当社に対して支払った代行費用の合計額（手配費用、サポート費用、緊急手配費用等。ただし、実費である送金手数料、航空券代、学校への授業料等は除く）を上限とします。

前項の費用の合計額が無料、または50,000円を下回る場合、損害賠償額の上限は50,000円とします。

第 12 条． お申込者の責任

お申込者は渡航後、留学生個人の責任において行動するものとし、法令、秩序、良俗もしくは留学先などの規則に従い、違反がないように努める必要があります。

もしお申込者が故意・過失・法令・公序良俗に反する行為や本約款の記載事項を順守しなかったことにより、当社が損害を受けた場合は、当社はお申込者へ損害の賠償を申し受けることができます。

渡航先での安全面、偶然の事故後の留学継続対策等を考慮しお申込者は原則として海外旅行保険への加入を義務とします。もし加入をされないで渡航された際の事故や損失は全てお申込者の責任によるものとします。

また、お申込者は各種留学手続きに必要な書類を当社が指定する期日までに準備し、指定された方法で提出するものとします。

現地到着後、学校延長や他の学校への申込の際は、引き続き一貫したサポートを無償で提供するため必ず当社を通じてのお手続きをお願い致します。当社が提供する現地サポートは当社を通じてお手続きいただいた期間およびプログラムを対象としているため、当社を通さずにご自身や他機関経由で新たな手配や期間延長を行われた場合、その新たな就学期間および手配内容に関するトラブル等は、当社のサポート対象外となる事をあらかじめご了承ください。

第 13 条． 留学希望者に係る情報の利用

当社は、取得した個人情報の利用目的や取扱の詳細は定めたプライバシーポリシーに準じています。

当社はお申込者である留学希望者にかかる氏名、年齢、生年月日、電話番号、住所若しくは居所、メールアドレス等の情報を、留学相談や留学サポートの提供、契約の申込み、教育機関との契約締結、その他の約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用する事ができます。

また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、留学希望者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

第 14 条． 契約の有効期限

当契約の有効期間はお申込者の契約成立日より、予定していた留学プログラムを完了、及び現地滞在を終え帰国するまでとする。

第 15 条． 信義則

本契約に定めのない事項が生じた時、又は本契約各条項の解釈につき疑義が生じた際は、当社およびお申込者は誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

ただし、客観的事実に反する虚偽の内容、当社の業務を著しく妨害する悪意ある誹謗中傷等が、インターネット上やSNS等の媒体に掲載され、当社に不当な損害が生じたと判断される場合、当社は自らの正当な権利と業務を保護するため、損害賠償請求等の適切な法的措置をとる場合があります。

第 16 条． 管轄裁判所

本契約又は個別契約に関し、紛争が生じた場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第 17 条． 附則

当約款の条件等は、2026 年 7 月 1 日より適用を行う。条件の内容は予告無く変更される場合があるものとする。